

3市共同資源物処理施設整備地区連絡協議会御中

栄三丁目自治会
専任者；岡田正嗣
平成28年02月13日

施設建設協議会への提案(その2)

1. 序

平成27年11月14日付け資料「施設建設協議会への提案」で種々の提案をさせて頂いておりましたが、その後、具体的な内容が明らかになって来ましたので、改めて施設建設に関しての提案をさせて頂きます。

現在考えられる内容を全て網羅しておりますので、11月14日付け資料とダブル部分もありますがこの点はご了解下さい。

2. 施設建設対しての要請

先に提出した資料で、正式に回答されていない内容があります。この為、今後これらの内容も各項目毎に回答をお願い致します。回答必要項目は以下の通りです。無論議論させて頂く事は大いに歓迎致します。

7. プラザ施設構想

7.1 基本構想

プラザ施設建設は市民に対して廃棄物処理の教宣活動で最も重要案件で、特に子供に対しての教育は大変重要です。この為、今後建設予定の3施設でプラザ施設の内容をどの様に配分するか今から検討する必要があります。

基本的には新ごみ焼却場がその中心となり、その他の施設は各施設特有のプラザ機能を盛り込むべきと考えます。

しかしながら今回の施設では、上屋の高さを低くするためにプラザ施設放棄せざるを得ないと思います。

7.2 3市共同資源物処理施設の場合

現在この施設に関して基本構想案の57ページに記載があります。

特に同ページの表5-3-1表である程度具体化の提案がされておりましたが、これは、この施設でやるべき内容なのか？3施設の役割分担を見直す中で再検討が必要と思われれます。この工場の敷地は狭隘で、かつ住宅地の中に建設される建築物である為、

- 地域住民への対応(環境保全策)；
 - ・ 万全の臭気/VOC放出防止策
 - ・ 搬入/搬出車両のルート設定
- 従業員の健康維持管理(極めて重要)
 - ・ 休憩室の完備
 - ・ 風呂の設置

等に関しての施設/設備導入が最優先で、これらの内容が全て網羅されるべきと思います。

8. 3市共同資源物処理施設

今回建設が計画されている工場は他の市町村の同種の施設に比べ、格段に住宅地域であることから、他の市町村の同種の施設と同等の臭気/

VOC対策設備導入では地域住民の安全／安心を納得させることは不可能と
考えます。

この為、上記 7.2 項の内容を含め、下記内容の網羅が必須の事となります。

- 8.1 設備(臭気／VOC 排出関連)の二重化
事故及びメンテ時の即設備入れ替え可能
- 8.2 上屋高さの低層化検討(必須検討事項)
クレーンの高さを低くする為に、ホッパー位置を 3 階から 2 階に移
動し、2 階から 3 階へはエスカレータを新規に設置し、ゴミを移動さ
せる。この為 2 階に計画している、プラザ施設、会議室はこの設備を
導入した後、設置可能ならその範囲で設置する。
- 8.3 排気ガス／防音対策
森永住宅、さくら園側に排気ガス／防音対策の為に遮蔽壁の設置が
必要と思われます。
- 8.4 車両重量測定計測機の 2 重化(必須事項)
IN 及び OUT の測定はゴミ量を正確に測定する為には必須の内容
です。OUT はプラットホーム内に設置可能と考えます。
- 8.5 搬入／搬出プラットホームの低圧化
近辺環境への臭気離散防止(健康被害の配慮)
- 8.6 光触媒の洗浄スペース
VOC 排出の低減
- 8.7 排気口の方向
過密住宅地への配慮(健康被害の防止)
- 8.8 搬入／搬出車両に対しての施設内及び近辺道路の信号施設
交通事故防止の為。
- 8.9 車両ルートの設定
近辺には大型商業施設があり、これを避けるルートを明確化する必要
があると思います。それぞれ各市からのルートを設定する必要があります。
 - (1) 小平市からのルート
 - (2) 武蔵村山市からのルート
 - (3) 東大和市の各ポジションからのルート
- 8.10 出入り口のドアの 2 重化(臭気防止)
寝屋川施設の視察によりドアはハードの扉と、エアーカーテン及び
ピットに高速シートシャッターで対応可能と考えます。無論プラット
ホームの低圧化は必須です。
- 8.11 搬入プラットホーム底部のすり鉢化(又はテーパの構造)
廃棄物をプラットホーム内に残さない為の施設／設備の検討(再検
討?)が必須と思われます。

- 8.12 従業員の十分な安全／健康管理確保
3K環境で労働する従業員の皆様には臭気／VOCに晒させる観点から、
- ・ 作業現場の十分は排気設備
 - ・ 安全な機械設備／作業環境
 - ・ 十分な休息設備
 - ・ 風呂の完備(臭気を抜いて帰宅する)
- 8.13 活性炭交換／光触媒の洗浄
定期的な交換／洗浄の規定を作成し、実施する義務を負う。
その実施報告を公表する。
光触媒の洗浄場所の確保(八王子工場見学で判りました)
- 8.14 近隣環境の定期的な測定
定期的に近隣環境調査を実施する。
その結果を公表する。
- 8.15 市民参加型チェック体制の確保
近隣住民／専門家を中心とした市民参加型の施設管理委員会を設立し、定期的な施設の運転状況報告及び上記 8.10 項及び 8.11 項の実施の際には市民を参加さる。
- 8.16 設備の運用
不要の運用経費削減によるコスト削減を図る為、設備の運用には第三者委託が必須となります。業者選択基準の策定も必要と思われれます。
- 8.17 使用車両の洗浄（車両から発生する臭気及び粉塵対策）
委託業者の車両が常に清潔な状態を保てる様、定期的な洗浄を義務付ける事を考慮して戴きたい。
- 8.18 設備の建設コストの考え方
上記の内容を含め建設をする場合、建設コストの再計算が必要となります。設備建設にはコストも重要な要素ですが、今回の場合「住宅密集地に建設する」が前提ですので、「コスト優先での設備ありきの建設」であってはならない事です。更に建設資材の高騰の側面もありますが、建設コストについては3市行政側及び3市市民の覚悟も必要な事と思います。

以上

追伸

1. 低周波騒音関連対応策の提示
低周波騒音対策についての対応策の質問が参加団体より出ております。
この点についての対応策をご提示下さい。